

北谷町総合教育会議運営要領（案）

平成27年10月 日
北谷町総合教育会議決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、北谷町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議及び調整事項）

第2条 会議において、協議及び調整する事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更等に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - ア 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
 - イ 予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - ウ 幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
 - エ 青少年健全育成と生徒指導の連携
 - オ 居所不明の児童生徒への対応
 - カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策
 - キ 子育て支援
 - ク アからキまでに掲げる以外のもので町長が認めるもの
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
 - ア いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - イ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
 - ウ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
 - エ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - オ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

カ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止
対策推進法(平成25年法律第71号)第28条の重大事態の場合
キ アからカまでに掲げる以外の場合で町長が認める場合

(4) その他町長が認めるもの
(会議)

第3条 会議は、原則として毎年度2回開催するものとする。

2 町長は、必要があると認める場合は臨時に会議を開催することができる。

3 会議の招集は、開催日時、場所及び会議に付議すべき議題等を明記した書面を構成員に通知して行う。

4 緊急の場合は、町長と教育長のみでの臨時会議を招集することができる。

5 前項の規定に基づき、緊急に教育委員会から教育長のみが出席する会議では、事前に対応の方向性について教育委員会の意志決定がなされている場合及び教育長に対応を一任している場合においては、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことができる。

6 会議の議長は、町長が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項においては、会議を非公開とすることができる。

(1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合

(2) 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定その他意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合

(3) 会議で非公開と決定された場合

(意見聴取)

第5条 法第1条の4第5項に基づき意見を聴く関係者又は学識経験を有する者(以下「学識経験者等」という。)は、会議が決定する。

(報償及び費用弁償)

第6条 前条の規定により決定した学識経験者等が会議の職務に従事したときは、報償及び旅費を支給する。

2 前項の規定による報償額は、学識経験者は日額7,000円とし、それ以外の者は日額4,000円とする。

3 第1項の規定による旅費は、北谷町参考人等に対する実費弁償に関する条例(昭和47年北谷町条例第22号)の規定により支給するものとする。

(傍聴の手続き)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所及び職業等を北谷町総合教

育会議傍聴者受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴しなければならない。

（傍聴できない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、無線機、マイク、録音機、撮影機、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することについて町長の許可を得た者を除く。）
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる事情が認められる者

（傍聴人の制限）

第9条 町長は、傍聴しようとする者が多数であるときは、傍聴者の人数を制限することができる。この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室等の状況を勘案し、町長がその都度決定するものとする。

（傍聴人の行為の制限）

第10条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

2 町長は、前項に掲げる事項を守らない者があるときは、これを制止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

（傍聴人の退場）

第11条 傍聴人は、第4条第2項の規定により非公開とされたとき、又は町長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

（会議録）

第12条 会議を開いたときは、会議録を作成する。

2 会議録及び会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。

3 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席構成員の氏名
- (4) 出席事務局職員の氏名
- (5) 説明又は意見を求めるために出席した者の氏名
- (6) 議題及び議案の概要
- (7) 議題に対して質問又は討議した者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項のほか、会議において必要と定めた事項

4 非公開とすべき議題がある場合は、会議録及び会議の資料において、該当する事項を削除した上で、公表を行う。

5 会議録に署名すべき委員は、議長が会議において指名する。

(庶務)

第 13 条 会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。ただし、教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 月 日から施行する。

